

令和5年度北海道子ども・若者支援地域協議会

説明要旨

1 議事

(1) 各構成機関における子ども・若者の支援に関する取組について

<資料2-1・2-2>

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に関する業務・事業（令和5年度）

- 各構成機関の取組について事業等を取りまとめました。
- 前回開催時の資料との主な変更点は、次のとおりです。
 - ✓ 法務省札幌矯正管区及び少年鑑別所の記載欄の統合等
 - ✓ 法務省札幌法務局人権擁護部の事業追加
 - ✓ あさひかわ若者サポートステーション/サポステ・プラスにおける事業概要の修正等
 - ✓ はこだて若者サポートステーション/サポステ・プラスの「地域活性化雇用創造プロジェクト」の事業概要の修正等
 - ✓ おびひろ地域若者サポートステーション/サポステ・プラスの事業概要の修正等
 - ✓ 北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課の事業対象者の修正
 - ✓ 北海道立教育研究所の「児童生徒理解の進め方」を「心の危機に気付く力」と「相談する力」の育成に修正等
 - ✓ 保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課に「ヤングケアラー支援体制強化事業」を追加

(2) 構成機関からの意見照会事項について

<資料3>

構成機関からの意見照会事項の取りまとめ結果

- 次の項目について意見照会があり、回答を取りまとめました。
 - 教育現場で就職に関するなど、どのような取り組みをされているのか、卒業された生徒からの相談があるのか（照会元：おびひろ若者サポートステーション/サポステ・プラス）
 - 北海道立精神保健福祉センターの「青年期親の会」について
「青年期親の会」において、中学生、高校生の親の参加はあるのでしょうか。中高生の親も参加しているのであれば、本事業の活動状況も伺いたい。（照会元：北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課）
 - 子ども家庭支援課における「ふれあい心の友訪問等援助事業」について
道内8児童相談所における不登校児童生徒へ大学生等(メンタルフレンド)の家庭への派遣実績及び成果・課題について伺いたい。なお、その際、不

登校になったきっかけなどを把握することはあるのでしょうか。（照会元
：北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課）

2 報告事項

（1）構成機関の追加等について

＜資料1＞

北海道子ども・若者支援地域協議会開催要領

- ・ 令和5年10月17日に次のとおり構成員の追加等を行いました。
 - 1 法務省札幌矯正管区に函館少年鑑別支所、釧路少年鑑別支所及び旭川少年鑑別所を追加
 - 2 法務省札幌法務局人権擁護部を追加
 - 3 環境生活部道民生活課を保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課に修正

（2）構成機関からの情報提供事項について

＜資料4-1～4-6＞

構成機関からの情報提供事項

- ・ 次の2つの構成機関から情報提供がありました。
 - 1 法務省札幌矯正管区（札幌少年鑑別所、函館少年鑑別支所、釧路少年鑑別支所、旭川少年鑑別所）
 - 2 おびひろ若者サポートステーション／サポステ・プラス

（3）困難を有する子ども・若者のための相談先一覧について

＜資料5＞

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための相談先一覧について

- ・ 当事者及びその家族等が相談できる窓口を周知するため、北海道のホームページに「北海道子ども・若者支援地域協議会」のページを設け、各種相談窓口を掲載しています。
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/tiikikyougikainewrink.html>
- ・ 内容は、ご確認いただき修正しておりますが、今後、掲載内容に変更があった場合は、随時ご連絡くださるようお願いいたします。